

## 社会福祉法人埴町社会福祉協議会役員等の報酬に関する規程

### (目的及び適用範囲)

第1条 この規程は、会の役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬の支給について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (報酬)

第2条 役員等の報酬は、別表のとおりとする。

第3条 報酬の支給方法は、勤務の都度これを支給する。

第4条 役員等の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。

### (重複支給の禁止)

第5条 町長、副町長及び行政庁の職員が役員等を兼ねる場合においてその兼ねる役員等の職として受けるべき報酬は支給しない。

### (改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

### 附 則

この規程は平成19年6月1日から施行する。

### 附 則

この規程は平成29年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

職 名	報 酬 の 額	
会 長	日 額	5,000円
副 会 長	日 額	5,000円
理 事	日 額	5,000円
監 事	日 額	5,000円
評 議 員	日 額	5,000円